

呉市国民健康保険音戸診療所及び呉市総合ケアセンターさざなみ
指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、呉市国民健康保険診療所設置条例（平成17年呉市条例第31号。以下「診療所条例」という。）第3条及び呉市総合ケアセンターさざなみ条例（平成17年呉市条例第32号。以下「さざなみ条例」という。）第2条の2の規定に基づき管理を行っていただく公の施設の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要等

(1) 名称 呉市国民健康保険音戸診療所（以下「診療所」という。）及び呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）

(2) 所在地 呉市音戸町高須3丁目7番15号

(3) 開設年月 平成12年4月

(4) 構造，規模等

ア 建築年月 平成12年4月

イ 建物構造・階数 鉄骨コンクリート造スレート葺，地上3階建て

ウ 敷地面積 9,080㎡

エ 建築面積 3,309㎡

オ 延べ面積 5,994㎡

カ 駐車場（94台分）

(5) 診療所の概要

呉市国民健康保険被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的として設置した施設

ア 主要施設

(ア) 1階 事務室（診察受付），診察室（2室），処置室（2室），X線検査室，検査室

(イ) 2階 病室（5室），ナースステーション，医局

イ 診療科目 内科，小児科，眼科，心療内科（精神科）

ウ 病床数 10床

エ 外来患者に対する休診日及び診療時間

(ア) 休診日

a 日曜日及び土曜日

b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

c 1月2日，1月3日及び12月29日から12月31日まで

(イ) 診療時間 午前8時30分から午後5時まで

オ 過去2か年の利用実績

- (ア) 平成24年度 延べ外来患者数 11,642人(1日平均47.5人)
延べ入院患者数 なし
- (イ) 平成25年度 延べ外来患者数 10,691人(1日平均43.6人)
延べ入院患者数 なし

(6) さざなみの概要

高齢者の自立を支援し、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として設置した施設

ア 主要施設

- (ア) 1階 事務室, 診察室, 相談室, 機能訓練室, 通所者デイルーム, 浴室, 調理室, 居宅介護支援事業所

- (イ) 2・3階 居室(24室), サービスステーション, 食堂, 談話室, レクレーションルーム, 浴室, 訪問看護ステーション

イ 実施事業 介護保健施設サービス, 通所リハビリテーション, 短期入所療養介護, 介護予防通所リハビリテーション, 介護予防短期入所療養介護, 訪問看護, 居宅介護支援事業, 介護予防訪問看護

ウ 入所定員 70人

エ 通所定員 40人

オ 施設の開所時間等 全日

カ 過去2か年の利用実績

- (ア) 介護保健施設サービス(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む。)

- a 平成24年度 延べ入所者数 21,825人(1日平均59.7人)

- b 平成25年度 延べ入所者数 22,547人(1日平均61.7人)

- (イ) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む。)

- a 平成24年度 延べ通所者数 8,389人(1日平均27.1人)

- b 平成25年度 延べ通所者数 9,714人(1日平均31.3人)

- (ウ) 訪問看護(介護予防訪問看護を含む。)

- a 平成24年度 延べ利用者数 2,037人

- b 平成25年度 延べ利用者数 2,773人

- (エ) 居宅介護支援事業

- a 平成24年度 延べ利用者数 2,159人

- b 平成25年度 延べ利用者数 2,219人

2 管理に関する基本的事項

- (1) 施設の設置目的に基づき、管理を行うこと。
- (2) 適切な医療及び介護保険サービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の平等な利用を確保するものであること。

- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 診療所及びさざなみの施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 診療所条例第2条各号及びさざなみ条例第2条各号に掲げる業務に関する業務
- (3) 市が指定する公衆衛生に関する業務
- (4) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

診療所の診療科目、休診日及び診療時間は、基本的に現行の体制を継続していただきますが、変更することもできます。変更を希望する場合は、事業計画書の中で提案してください。

入院については、実施しなくても支障ありませんが、診療所2階部分を医療を目的とした業務に活用することもできますので、事業計画書の中で活用方法を提案してください。

小児科については、現在、休診中ですが、再開に努めてください。

訪問看護、居宅介護支援事業及び介護予防訪問看護については、実施しなくても支障ありませんが、実施しない場合は、各々の業務を行うためのスペース（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所）を、医療又は福祉を目的とした業務に活用していただくこととなりますので、事業計画書の中で活用方法を提案してください。

なお、詳細については、別紙の「呉市国民健康保険音戸診療所及び呉市総合ケアセンターさざなみ指定管理者仕様書」を参照してください。

4 指定管理者が行う自主事業

- (1) 空きスペースを活用した事業

診療所及びさざなみと同一建物内にある旧呉市西保健センター音戸保健出張所（以下「保健出張所」という。）のスペースは、さざなみの一部として、医療又は福祉を目的とした業務に活用していただくこととなりますので、事業計画書の中で活用方法を提案してください。

保健出張所の主要施設は、次のとおりです。

- ア 1階 事務所、多目的ホール、トレーニングルーム、歩行訓練室、トイレ
- イ 2階 研修室、調理実習室、和室、トイレ

なお、活用にあたり、改修等に費用の負担が生じる場合は、別途協議することとします。

- (2) その他事業

市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための事業を積極的に提案してく

ださい。

5 指定期間（呉市議会の議決を経て正式決定します。）

指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、平成27年4月1日から平成37年3月31日まで（10年間）とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、市長が指定管理者により管理を継続することが適当でないと認めるときは、当該期間内であっても指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、指定管理者の指定を受けた者は、自己の責任と負担において、指定期間の始期である平成27年4月1日の前日までに、その翌日からの指定管理に係る業務を円滑に遂行できるよう、人的・物的体制を整えなければなりません。

6 管理に係る経費等の取扱い

(1) 診療所

ア 収入

(ア) 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項及び診療所条例第13条第5項の規定に基づき、同項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとします。

なお、利用料金の額は、診療所条例第9条に定める使用料の額とします。

(イ) 市が指定する公衆衛生等に関する業務は、市と指定管理者との委託契約により行うものとし、当該契約に基づく委託料を市が指定管理者に支払います。

(ウ) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定により締結する収納委託事務契約に基づき市に納入していただく徴収金に相当する額を、委託料として市が指定管理者に支払います。

イ 経費

(ア) 指定管理者は、利用料金をもって、診療所の管理に係る経費に充てるものとします。

なお、指定管理によって生じる利益及び損失は、指定管理者の責任によるものとし、市は、次号に規定する指定管理者負担金を除き、当該利益の還元を求めませんが、損失の補てんも行いません。

(イ) 市は、診療所の土地、建物、設備、駐車場及び指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定管理期間」という。）の開始の前日において施設内に存する備品について、指定管理期間中、指定管理者に対して無償で貸与します。

(ウ) 施設の修繕及び医療機器等の修繕・更新・リース・新規購入に係る費用に

については、指定管理者が負担するものとします。ただし、施設の大規模な修繕・改修・自然災害等による復旧（1件当たり500万円以上の修繕・改修・自然災害等による復旧をいう。）に係る費用については、市が負担するものとします。

(エ) 指定管理者は、前号(ウ)に記載する収納委託事務契約に基づき利用者から収受した当該手数料を、呉市に納入していただきます。

ウ 指定管理者負担金

(ア) 定額負担金（基準額）

指定管理者は、月額20万円の指定管理者定額負担金を当該翌月の末日までに市に納入していただきます。

なお、診療科目、休診日及び診療時間を変更する場合や、診療所2階部分を活用する場合は、提案内容により、定額負担金の額について、後日協議させていただきます。

(イ) 変動負担金

基準額を超える額について、事業計画書及び収支計画書で提案してください。

(2) さざなみ

ア 収入

(ア) 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項及びさざなみ条例第5条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとします。

なお、利用料金の額は、さざなみ条例第5条に定める使用料の額とします。

(イ) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定により締結する収納委託事務契約に基づき市に納入していただく徴収金に相当する額を、委託料として市が指定管理者に支払います。

イ 経費

(ア) 指定管理者は、利用料金をもって、さざなみの管理に係る経費に充てるものとします。

なお、指定管理によって生じる利益及び損失は、指定管理者の責任によるものとし、市は、次号に規定する指定管理者負担金を除き、当該利益の還元を求めませんが、損失の補てんも行いません。

(イ) 市は、さざなみの土地、建物、設備、駐車場及び指定管理期間の開始の前日において施設内に存する備品について、指定管理期間中、指定管理者に対して無償で貸与します。

(ウ) 施設の修繕及び医療機器等の修繕・更新・リース・新規購入に係る費用に

については、指定管理者が負担するものとします。ただし、施設の大規模な修繕・改修・自然災害等による復旧（1件当たり500万円以上の修繕・改修・自然災害等による復旧をいう。）に係る費用については、市が負担するものとします。

(エ) 指定管理者は、前号(イ)に記載する収納委託事務契約に基づき利用者から収受した当該手数料を、呉市に納入していただきます。

ウ 指定管理者負担金

(ア) 定額負担金（基準額）

指定管理者は、月額100万円の指定管理者定額負担金を当該翌月の末日までに市に納入していただきます。

なお、訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所及び保健出張所の活用方法により、定額負担金の額について、後日協議させていただきます。

(イ) 変動負担金

基準額を超える額について、事業計画書及び収支計画書で提案してください。

7 応募資格

(1) 市内に主たる事務所又は事業所を置く法人であって、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 医療法第39条第2項に規定する医療法人

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ウ 平成11年3月31日厚生省告示第96号「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」の第3号から第9号に規定されている法人

(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）】

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次に次のいずれかに該当する者がある団体

- ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 市民税及び県民税の滞納がある者
 - エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
 - (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
 - (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

8 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 法人の定款又は寄附行為の写し
- ウ 法人の登記事項証明書（提出前3か月以内に取得したもの）
- エ 指定管理者の管理に関する事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- オ 法人に係る平成26年度の事業計画及び収支予算を示す書類
- カ 法人に係る平成25年度の事業報告及び収支決算を示す書類
- キ 類似施設等の管理実績がある場合は、その実績を記載した書類（利用者状況及び収支状況のわかるもの、また過去3年間の指導監査等において文書による指摘を受けている場合はその文書の写し）
- ク 平成26年6月1日現在における障害者雇用状況報告書（管轄公共職業安定所の長の受付印があるもの）の写し。ただし、雇用する労働者の数が50人未満の事業所にあつては、障害者の雇用に係る証明書
- ケ その他法人の概要を示す書類

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部

なお、副本については、添付書類も含め複写したもので結構ですが、大きさ

は、すべてA4版としてください。

(3) 申請関係書類の配布・受付に関する事項

ア 配布・受付期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）における8時30分から17時15分まで

イ 配布・受付場所

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ4階

呉市福祉保健部福祉保健課

郵送（必着）による提出も可能です（ファクシミリは不可）。

なお、呉市のホームページ（<http://www.city.kure.lg.jp/>）においても、募集要項を掲載しております。

(4) 応募者現地説明会

次の日程で現地説明会を行います。

平成26年8月6日（水）13時30分から1時間程度

なお、現地説明会への参加を希望する場合は、7月31日（木）までにその旨を呉市福祉保健部福祉保健課まで電子メール又はファクシミリにより御連絡ください。

(5) 募集内容に関する質問の受付等

ア 受付期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月12日（火）までにおける8時30分から17時15分まで

イ 質問の方法

次に掲げる事項を記載して電子メール又はファクシミリにより送付してください。

なお、混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭等による質問には回答しません。

(ア) 法人名

(イ) 担当者氏名及び部署・職名

(ウ) 電話番号

(エ) 電子メールアドレス又はファクシミリ番号

(オ) 質問内容

ウ 回答の方法

質問に対する回答は、本募集要項等を取りに来られた方全員に対し、電子メール又はファクシミリにより、一覧表に編集したものを送付して行います。

質問をいただいた日からおおむね3開庁日以内に随時回答しますが、内容によっては、更に時間を要する場合があります。

回答の内容は、本募集要項又は呉市国民健康保険音戸診療所及び呉市総合ケアセンターさざなみ指定管理者仕様書の内容を補完するものです。

9 指定管理者の選定及び指定並びに協定の締結

(1) 選定方法

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）第3条の規定により、指定管理者選定委員会による事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定します（審査の結果、候補者として適した者がいないと認める場合は、候補者を選定しないことがあります。）。

(2) 選定基準

審 査 基 準	配 点
ア 事業計画書等の内容が、診療所及びさざなみの利用者の平等な利用を確保するものであること。	適・否 ※否は失格
イ 事業計画書等の内容が、診療所及びさざなみの適切な維持及び管理を図ることができるものであること。 (ア) 診療所及びさざなみの設置目的や性格等についての理解はどうか。 (イ) 苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方はどうか。 (ウ) 事故等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。	適・否 ※否は失格
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 (ア) 利用促進が図られる具体的取組等が提示されているか。 (イ) 他の医療・保健・福祉施設等との連携が可能か。 (ウ) 地域の特性・人材・ノウハウを活かした特色ある取組等が提示されているか。	25
エ 事業計画書等の内容に、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る自主的な取組等が提示されているか。	10
オ 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。 (ア) 管理経費の縮減のための工夫がなされているか。 (イ) 収支計画等が適正な管理を行えるものとなっているか。	20
カ 診療所及びさざなみの管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 (ア) 法人の経営状況は、安定しているか。 (イ) 診療及び介護サービス等に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあるか。	25

(ウ) 類似施設の良い管理実績を有しているか。	
キ その他	20
(ア) 入所者の精神的な安定を確保するため、職員の継続雇用に配慮しているか。	
(イ) 地元からの雇用に配慮している法人であるか。	
(ウ) 障害者の雇用に配慮している法人であるか。	
合計得点	100

※申請者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、すべての応募者に対して文書で通知するとともに、呉市のホームページに結果を掲載して公表します。その際には、応募者全員の名称及び得点等も公表しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、公表までの間は、応募者名及び応募者数、選定結果等についての問い合わせには応じません。

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された法人を指定管理者として指定する議案を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、呉市議会に提出し、当該議決後に指定管理者として指定します。呉市議会への提案は、平成26年12月定例会を予定しています。指定に当たっては、当該指定団体に対し、文書により通知するとともに、この旨を告示します。

なお、指定管理者の指定について呉市議会の議決を得ることができなかった場合、また、指定管理者の指定を受けた後に、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の管理ができなくなった場合や指定の取消しがされた場合においても、管理等の準備に支出した費用等について、市は補償しません。

(5) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定管理期間中の診療所及びさざなみの管理運営に関する基本的な事項を定めた協定を締結します。協定の内容は、次のとおりとします。

ア 業務に関する基本的な事項

イ 利用料金に関する基本的な事項

ウ 指定管理を実施するに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

エ 業務報告に関する事項

オ 指定の取消し及び指定管理の停止に関する事項

カ 責任の分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

ク その他市が必要と認める事項

10 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担の詳細については別途協定書で定めますが、基本方針については次のとおりとします。

項 目	指定管理者	市
施設の管理（診療及び介護サービス等の実施，警備，苦情対応等）	◎	
施設の維持管理（清掃，保守点検，設備等法定点検，補修修繕，安全衛生管理支出，光熱水費の支出等）	◎	○ (1件500万円以上に限る。)
医療機器等の維持管理（修繕，更新，リース，新規購入）	◎	
災害時対応（連絡体制確保，被害調査・報告，応急措置等）	◎	○ (指示等)
災害復旧	○ (1件500万円未満に限る。)	◎
施設の目的外使用許可		◎
手数料の減免		◎
施設の改築，改修等	○ (1件500万円未満に限る。)	◎
建物に係る火災保険の加入		◎
損害賠償保険の加入 ※加入名義は，開設者である呉市になります。	◎	○
包括的管理責任（指定管理者の管理瑕疵を除く。）		◎

11 留意事項

- (1) 応募者は，申請書等の提出をもって，この募集要項，仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募は，1法人につき1件とします。
- (3) 事業計画書等の内容に，市の新たな費用の発生を伴う提案が含まれている場合であっても，その費用は，原則応募者の負担とします。また，条例改正を伴う提案内容は，原則として採用することはできません。
なお，自主事業の実施にかかる場合は，別途協議することとします。
- (4) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には，失格とします。
- (5) 申請書類等は，理由のいかんを問わず，返却しません。
- (6) 応募に関して必要となる費用は，応募者の負担とします。

- (7) 申請書の提出後は、原則として、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。
- (8) 応募資格の確認等のため、法人等の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。
- (9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (10) 申請書の提出後に辞退をする場合には、必ず辞退届を提出してください。
- (11) 指定管理者が指定管理に係る業務に関して作成した文書は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第18条第3項の規定の適用を受けますので、当該規定に従い適切な管理を行ってください。
- (12) 指定管理者が指定管理の実施に当たって保有することとなる個人情報については、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）第9条及び第51条の適用を受けますので、適切な管理を行ってください。

1.2 関係書類

- (1) 呉市国民健康保険音戸診療所及び呉市総合ケアセンターさざなみ指定管理者募集要項（本書）
- (2) 呉市国民健康保険音戸診療所及び呉市総合ケアセンターさざなみ指定管理者仕様書
- (3) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (4) 指定管理者の管理に関する事業計画書（様式第2号）
- (5) 指定管理者の管理に関する収支予算書（様式第3号）
- (6) 障害者雇用に係る証明書
- (7) 参考書類
 - ア 診療所条例及び同条例施行規則
 - イ さざなみ条例及び同条例施行規則
 - ウ 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則
 - エ 診療所及びさざなみの収支状況（平成24年度・平成25年度）
 - オ 診療所及びさざなみの見取図・配置図

1.3 問い合わせ先

呉市福祉保健部福祉保健課

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ4階

電 話 0 8 2 3 - 2 5 - 3 5 2 4

ファクシミリ 0 8 2 3 - 2 4 - 4 8 6 3

電子メールアドレス hukuho@city.kure.lg.jp